

長岡市の障害者福祉の状況について(令和7年度)

■身体障害者手帳所持者数

R7.4.1現在 (人)				
等級	～17歳	18～64歳	65歳～	計
1	71	736	2,021	2,828
2	21	384	860	1,265
3	18	316	1,277	1,611
4	18	342	1,545	1,905
5	6	152	338	496
6	12	115	542	669
計	146	2,045	6,583	8,774

■療育手帳所持者数

R7.4.1現在 (人)				
等級	～17歳	18～64歳	65歳～	計
重度(A)	183	587	132	902
中・軽度(B)	301	1,161	152	1,614
計	484	1,748	284	2,516

■精神障害者保健福祉手帳所持者数

R7.4.1現在 (人)				
等級	～17歳	18～64歳	65歳～	計
1	1	71	62	134
2	121	1,942	337	2,400
3	6	260	23	289
計	128	2,273	422	2,823

■自立支援医療(精神)受給者数

R7.3.31現在 (人)	
受給者数	4,447

■障害サービス別利用者数

(延利用人数)	
サービス区分	R6年度
居宅介護	3,414
重度訪問介護	106
同行援護	790
行動援護	122
短期入所	5,768
施設入所支援	3,462
生活介護	7,469
療養介護	968
自立訓練(機能訓練)	45
自立訓練(生活訓練)	267
宿泊型自立訓練	252
就労移行支援	1,287
就労継続支援A型	1,417
就労継続支援B型	8,885
共同生活援助	4,021
就労定着支援	733
計	39,006

■計画相談支援・障害児相談支援等

R7.3.31現在 ※委託相談はR6年度年間実績			
相談支援事業所別 (件)			
事業所	計画相談	障害児相談	委託相談
ふかさわ	479	73	5,138
あさひ	510	18	2,265
越路ハイム	189	-	2,095
サンスマイル	-	-	2,352
さんわ	184	9	-
とちお	107	18	361
長岡療育園	198	183	-
クオリード	80	-	-
ピュアはーと	40	89	-
柿が丘学園	0	71	-
銀河	18	72	-
あすなろ	1	140	-
ふあーれ	47	-	-
わしま	11	-	-
すまいる	0	56	-
市外事業所	161	5	-
計	2,025	734	12,211

※障害サービス利用者でケアプラン対象者は除く。

■成年後見制度

(件)	
区分	R6年度
市長申立	3
報酬等助成	39

■障害者虐待(R7.7.1現在)

1 通報件数 (実件数)	
	R6年度
通報件数	75
虐待と認められた数	19

2 虐待として関わった
ケースの内訳

①虐待の種類(複数回答)

	R6年度
身体的虐待	12
性的虐待	0
心理的虐待	6
放棄・放置	2
経済的虐待	1
合計	21

②障害種別(複数回答)

	R6年度
身体障害	4
知的障害	9
精神障害	8
その他の障害	0
不明	0
合計	21

③虐待者別(複数回答)

	R6年度
養護者	17
施設従事者	2
使用者	0
合計	19

令和6年度 障害者基幹相談支援センター 相談対応実績

(1) 性別

	新規	延べ	新規のうち虐待通報
男	103	1,202	32
女	97	1,005	40
不明	15	21	3
計	215	2,228	75

(2) 者・児別

	新規	延べ
者	202	2,138
児	8	66
不明	5	24
計	215	2,228

(3) 年齢階層別

	新規	延べ
0～6歳 (就学前)	1	1
7～12歳 (小学)	0	0
13～15歳 (中学)	0	0
16～18歳 (高校等)	7	65
19～64歳	195	2,107
65歳以上	7	31
不明	5	24
計	215	2,228

(4) 対象者地域別

	新規	延べ
長岡	157	1,810
中之島	5	31
越路	1	26
三島	3	30
山古志	0	0
小国	2	10
和島	0	0
寺泊	3	15
栃尾	7	25
与板	3	99
川口	2	11
市外	15	31
不明	17	140
不定	0	0
計	215	2,228

(5) 障害種別 (主たる障害)

	新規	延べ
身体障害	21	256
知的障害	50	586
精神障害	89	949
発達障害	12	96
高次脳機能障害	0	0
難病	0	7
その他 (不明等)	43	334
計	215	2,228

(6) 相談の相手方別

	延べ
警察	59
県・市町村・保健所	199
相談支援事業所	426
本人・家族等	1,021
医療・介護機関	161
サービス提供事業所	135
学校・児童相談所	88
その他	139
計	2,228

(7) 主な相談内容別 (重複あり)

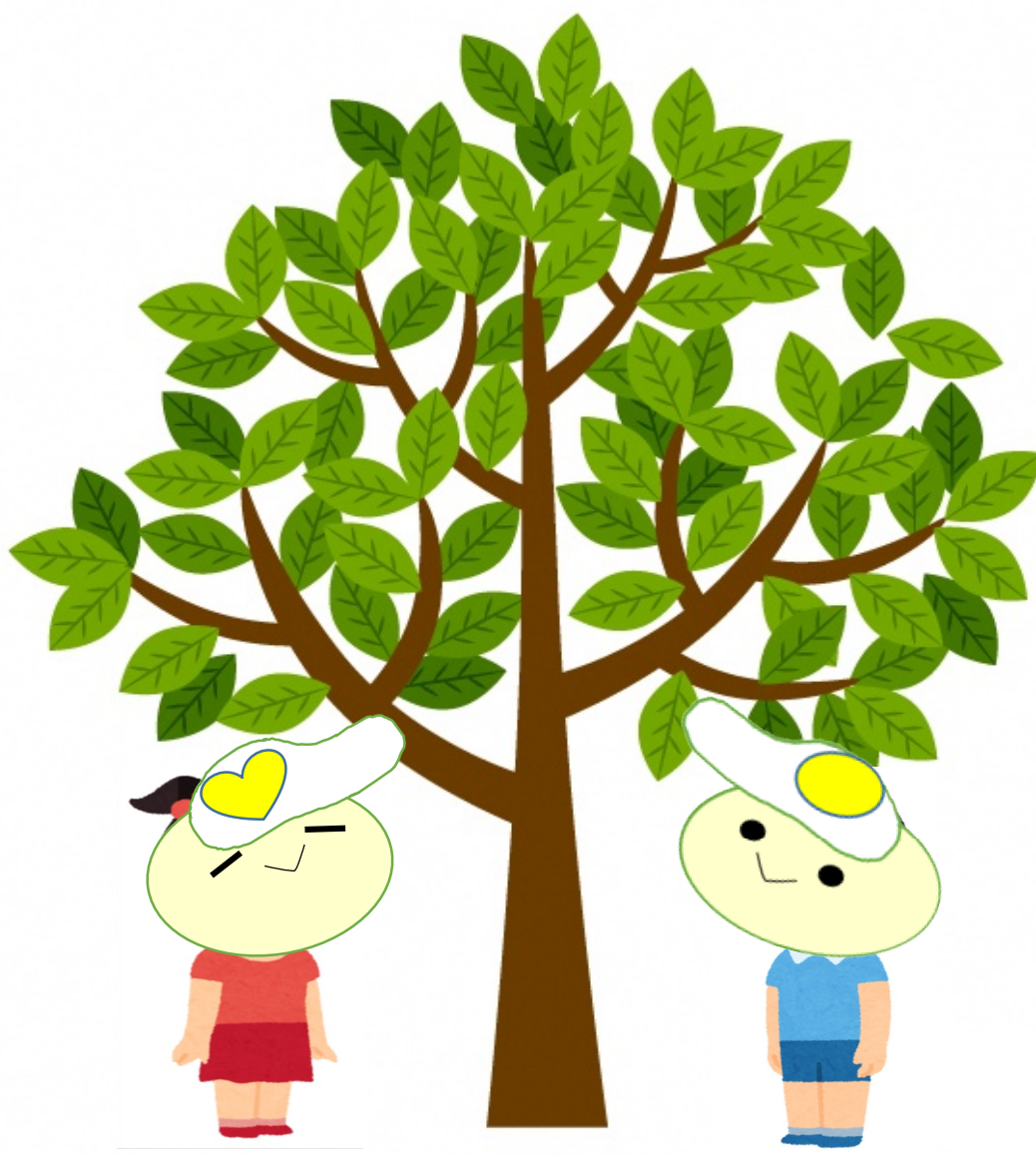
	延べ
家族関係・人間関係	389
健康・医療	136
権利擁護	734
家計・経済	134
福祉サービスの利用等	244
障害や病状の理解	93
生活技術	9
不安の解消・情緒の安定	428
支援体制	213
その他 (就労、地域移行等)	263
計	2,643

(8) 対応方法別

	延べ
電話	1,628
来所	151
訪問	314
メール・FAX	42
ケア会議	67
その他	26
計	2,228

年次比較	新規相談	延べ相談
6年度	215	2,228
5年度	227	1,999
今年度／前年度	0.95	1.11

長岡市障害者自立支援協議会 運営の手引き



令和 7 年 4 月

長岡市福祉課 障害者基幹相談支援センター

はじめに

長岡市では、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』の規定に基づき、障害のある人もない人も安心して暮らせる地域づくりを目指し、長岡市の状況に応じた障害福祉のシステムづくりなどについて協議する場として、長岡市障害者自立支援協議会を設置しています。

協議会は、単にどこかに対して要求し、それをどこかだけが受け止めるというのではなく、地域の関係者が同じテーブルで一緒に考え、動いていくことが設立の目的です。具体的には、当事者やその家族への相談支援など、日頃から支援している人たちが直面している地域課題を協議会として取り上げ、関係者がそれぞれの立場で知恵を出し合うことが重要です。また、関係者がどのような活動をしているのか、どのような社会資源を持っているのかなど、情報を共有することも大切な機能です。

この手引きは、協議会の機能や運営の方法など、共通で認識しておくべき内容について整理するものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

○地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。（第 89 条の 3 第 1 項）

○協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。（第 89 条の 3 第 2 項）

○協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。（第 89 条の 3 第 3 項）

○関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。（第 89 条の 3 第 4 項）

○協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（第 89 条の 3 第 5 項）

○前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。（第 89 条の 3 第 6 項）

1 全体会

障害のある人が地域で生活していく上で、地域の関係者のネットワークにより情報の共有や協働をすることは非常に重要です。全体会は、地域の障害者団体や関係機関などにより構成し、運営会議で議論された方向性などを確認するほか、障害者等への支援体制に関する情報・課題を共有していくことを目的として開催します。

○ 役割

- ・ 関係者による委員で構成
- ・ 運営会議で議論された方向性などを確認
- ・ 障害者等への支援体制に関する情報・課題を各所属内で共有

○ 構成員

- ・ 障害当事者
- ・ 障害当事者の家族（家族会）
- ・ 商工会議所
- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 公共職業安定所
- ・ 特別支援学校
- ・ 障害福祉サービス提供事業所
- ・ 障害者支援施設（入所施設）
- ・ 重症心身障害児施設
- ・ 保健・医療機関
- ・ 民生委員児童委員協議会
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 地域振興局健康福祉環境部（地域福祉課・地域保健課）
- ・ 児童相談所 など

※ 原則として、各機関等の中で情報を共有でき、現場の状況も把握している責任者が参画する。

○ 事務局

障害者基幹相談支援センター、福祉課

○ 会議の開催

年3回程度

2 運営会議

協議会全体の調整と運営管理を行う場、つまり協議会の核となる会議です。専門部会や関係機関の会議、長岡市などから提案される地域課題を広い視点で協議し、どのように取り扱うのかを決定するほか、部会設置の協議と提案、ワーキング移行又は設置の判断、検討状況の進捗管理を行います。全ての地域課題を一挙に検討することは困難であるため、部会等から優先して解決に取り組むべき課題として提起される地域課題を把握し、解決に向けた方向性や取組等を決定します。

また、協議会全体のあり方を常に検討し、運営体制を改善していくことも重要な役割です。

○ 役割

＜地域課題の取扱に関すること＞

- ・ 専門部会や関係機関の会議などから提案される地域課題や、福祉課等が把握した課題などを広い視点（鳥の目）で多角的に協議し、協議会としてどのように取り扱うのかを決定
- ・ 地域課題の解決に向けた方向性や取組等の決定
- ・ 提案された地域課題の解決に取り組む機関（ワーキング含む）の選定
- ・ 専門部会での検討事項等について調整
- ・ ワーキングへの移行又は設置の判断とワーキングメンバーの選定
- ・ 専門部会、ワーキング等の達成目標と終了期限の設定
- ・ 課題検討、取組状況の進捗管理
- ・ 地域課題全体の管理及び課題解決（又は一旦の終結）、今後の取組の必要性等の判断

＜協議会の運営に関すること＞

- ・ 協議会全体の評価とあり方の検討、運営体制の改善

■ 役割を担う上での心得

- ・ 協議会の運営において中核を担うために選ばれたメンバーであることを常に意識すること。
- ・ 地域の前進、当事者の最善を最優先として考え、必要な取組を「できる・できない」で考えるのではなく、今より少しでも良くなるための方法を考えること。

○ 構成員

広い視点で地域課題を多角的に検討し、速やかに効果的な検討体制が組めるよう、地域の状況や関係者（ワーキングメンバーの候補など）を広く把握している者で構成します。

- ・ 協議会会長、副会長
- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 障害福祉サービス提供事業所
- ・ 障害者支援施設
- ・ 保健・医療機関
- ・ 専門部会代表（専門部会との連携を強化）
- ・ 子ども家庭センター
- ・ 委託相談支援事業所
- ・ 福祉課（課長、課長補佐、障害活動係長、障害支援係長）
- ・ その他、広い見識を持つと認められる者 など

※ 事案に応じて、その都度専門性の高い者の参加も可

○ 事務局

障害者基幹相談支援センター

○ 事務局の役割

- ・ 課題の収集、管理
- ・ 専門部会の新規立ち上げの判断
- ・ ワーキングメンバー候補者の提示
- ・ ワーキングメンバーの依頼
- ・ 専門部会、ワーキング等との連絡調整
- ・ 運営会議の運営に係る庶務

○ 会議の開催

各部会の状況により、必要に応じて開催する（概ね年5回程度）

3 専門部会

障害者等の日々の困り感や課題を把握することは、協議会における課題検討の出発点です。専門部会ではこうした地域課題を抽出し、課題解決の対応策などを検討します。

個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取り組みを行う。

(1) 専門部会の位置付けと体制について

障害者施策における普遍的な課題で、関係機関のネットワークにより特に継続して取り組んでいく必要のあるテーマについては専門部会を設置します。

【体制について】

地域課題をより効果的に検討していくため、下記のとおり設置することとします。

- ・ 相談体制部会
- ・ サービス受け皿検討部会
- ・ 就労部会
- ・ 地域づくり部会

また、上記部会に加え相談体制に係る「委託相談支援会議」、「計画相談支援会議」及び「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議の場」を加えた、4つの部会、2つの会議及び1つの協議の場で構成します。

なお、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議の場」は、国の指針により、自立支援協議会の中に位置付け、他の専門部会と同様に全体会議にその活動を報告します。

協議会の体制は地域の状況や社会の変化に伴って柔軟に対応する必要がありますので、固定化するのではなく、状況等に見合ったものに随時見直すこととします。

○ 役割

- ・ 地域診断を行い、地域において生じている課題を分析・抽出し、地域課題として運営会議に提案
- ・ 運営会議と連携した上で取組の方向性を決定し、所管する分野の課題について検討するとともに、課題解決の対応策を提案
- ・ 部会員は必要に応じて啓発活動等を実施
- ・ 地域課題に対して、部会員個々、又は複数の部会員の連携により実施が可能な取組は、必要に応じて部会として活動
- ・ 部会が所管する分野の課題解決に取り組むワーキングについて、検討・取組状況の共有と進捗管理
- ・ 障害福祉計画策定過程における計画内容への提言

【相談体制部会】

- ・ 市内の相談支援体制全般における課題についての検討

【サービス受け皿検討部会】

- ・ 希望する福祉サービスが利用できる体制づくりの検討

【就労部会】

- ・ 就労及び就労定着に向けた検討

【地域づくり部会】

- ・ 地域生活支援拠点機能等についての検討

■ 課題を抽出する上での基本的な考え方

常に大きな課題だけを解決しようとする、取り組むべき具体的な対応策が複雑化し、課題解決の十分な効果が得られなかったり、課題解決までの検討が長期化して一向に成果につながらなかったりする場合があります。

このような場合、大きな課題を作り出しているたくさんの小さな課題（原因）を掘り下げて抽出し、この小さな課題の解決を積み上げていきます。

現状より少しでも良い状況にできれば取組の成果であるという意識が必要です。

○ 構成員

相談体制部会	サービス受け皿検討部会
・ 社会福祉法人 ・ 地域振興局 ・ 福祉課 ・ 子ども家庭センター ・ 障害者基幹相談支援センター	・ 委託相談支援事業所 ・ 指定特定・一般相談支援事業所 ・ サービス提供事業所 ・ 福祉課 ・ 障害者基幹相談支援センター
就労部会	地域づくり部会
・ 障害者就業・生活支援センター ・ 公共職業安定所 ・ 就労移行支援事業所 ・ 就労継続支援事業所（A・B） ・ 就労定着支援事業所 ・ 長岡市商工部（産業支援課等） ・ 福祉課 ・ 障害者基幹相談支援センター	・ 委託相談支援事業所 ・ サービス提供事業所 ・ 福祉課 ・ 障害者基幹相談支援センター

※ 事案に応じて、その都度専門性の高い者の参加も可

○ 事務局

長岡市及び市より委託を受けた相談支援事業所

(2) 専門部会とワーキングの関係について

- ・ 専門部会で検討する課題は長期的に継続して取り組んでいく必要があるものとし、早急に解決が必要な課題については、運営会議での調整を経てワーキングやその他の関係機関等で検討することとします。
- ・ 運営会議に提案した地域課題が、課題解決に向けてワーキングで取り組む必要があると判断された場合、その部会はワーキングに移行します。
- ・ ワーキングが活動している間は、原則、部会は開催せず、休止とします。ただし、必要により部会を開催することもできることとします。

4 その他の会議等

行政や関係機関等において実施される会議等を主催する事務局等と連携するなどして、その会議等を実施した中で見えてくる課題のうち、協議会で取り組むべきものが抽出できるような体制づくりを進めていきます。

具体的には、協議会の役割の周知とあわせ、課題等報告書を活用した課題の提出方法を周知し、関係機関や会議等が抱えている課題を把握していきます。

○ 連携を想定する会議等

- ・ 長岡市障害者差別解消支援地域協議会
- ・ 長岡市障害者虐待防止ネットワーク会議
- ・ 施設長連絡会議
- ・ 障害者団体との意見交換会
- ・ 長岡市障害者施策推進協議会
- ・ 長岡市民生委員児童委員協議会
- ・ その他、関係機関等との連絡会議等

5 ワーキング

(1) ワーキングの位置付けと体制について

運営会議において協議会として取り組むこととした地域課題のうち、複数の関係機関が連携した協議が必要であり、個別的で早急に解決が必要な課題については、関係者によるワーキングが課題解決に向けて取り組んでいきます。

ワーキングのメンバーは、検討する内容に係る関係者のみで構成し、運営会議で設定された終了目標に向けてできる限りコンパクトな体制で進めていきます。

なお、ワーキングは個別の地域課題ごとに設置されるため、終了目標の達成をもってワーキングの取組も終了します。ワーキングの結果、運営会議において次の（別の）検討や取組が必要と判断された場合には、改めてワーキングの設置とメンバーの選定を行います。

○ 役割

- ・ 地域課題の解決に向けた具体的・専門的（虫の目）な検討を実施
- ・ 検討の状況・結果を運営会議に報告し、検討の方向性を確認
- ・ 取組結果のモニタリングと、今後の取組方針の検討を実施

○ 構成員

- ・ 検討する地域課題の分野に精通している者（市の実務担当者も含む）

※ 事案に応じて、その都度専門性の高い者の参加も可

○ 事務局

長岡市及び市より委託を受けた相談支援事業所

○ 会議の開催

運営会議で設定された終了目標を見据えて、ワーキングで決定

(2) ワーキングと専門部会の関係について

- ・ 部会から移行したワーキングでの取組が終了した後は、部会を再開します。
- ・ 再開した部会は、地域診断を行い、地域において生じている課題を分析・抽出し、地域課題として運営会議に提案していきます。

地域課題解決に向けた各会議の役割

地域課題の解決に向けて関係機関が適切に取組を行っていくためには、協議会の各会議が連動し、それぞれの役割を果たす必要があります。

また、運営会議を中心として、途切れなく円滑に取組を進められるよう調整していきます。

○ 各会議の主な役割

【全体会】

- ・ 運営会議で取り扱われている課題の状況についての確認
- ・ 障害者等への支援体制に関する情報・課題の共有

【運営会議】

- ・ 専門部会等から報告される地域課題の取扱いについて協議、決定
- ・ 専門部会、ワーキング等での取組状況の進捗管理

【専門部会】

- ・ 地域診断による地域課題の抽出と報告
- ・ 課題解決策の検討と提案

【ワーキング】

- ・ 課題解決に向けた具体的取組の協議
- ・ 具体的取組の実施

地域課題の取組管理・改善方法

地域課題の解決に向けて各会議等がひたすらに協議・取組だけを繰り返しては、取組の結果がどうなったのか、成果が出たのかがわかりません。そのため、PDCAサイクル（Plan 計画、Do 実行、Check 振り返り、Adjust 調整）で取組管理を実施し、進捗管理だけでなく取組の振り返りも行うことで、取組の評価と改善を行います。PDCAサイクルは、年間をサイクルの期間に分け、当該期間にそれぞれの活動を行います。（資料 No. 3）

ただし、年度途中から取り組み始めた課題や、年度内に完結しない取組もあります。これらの検討も継続して実施する必要があるので、必ずしも固定のサイクルに一致させるのではなく、運営会議と専門部会が連動し、個別の課題ごとの状況に合ったPDCAサイクルで取組を実施します。

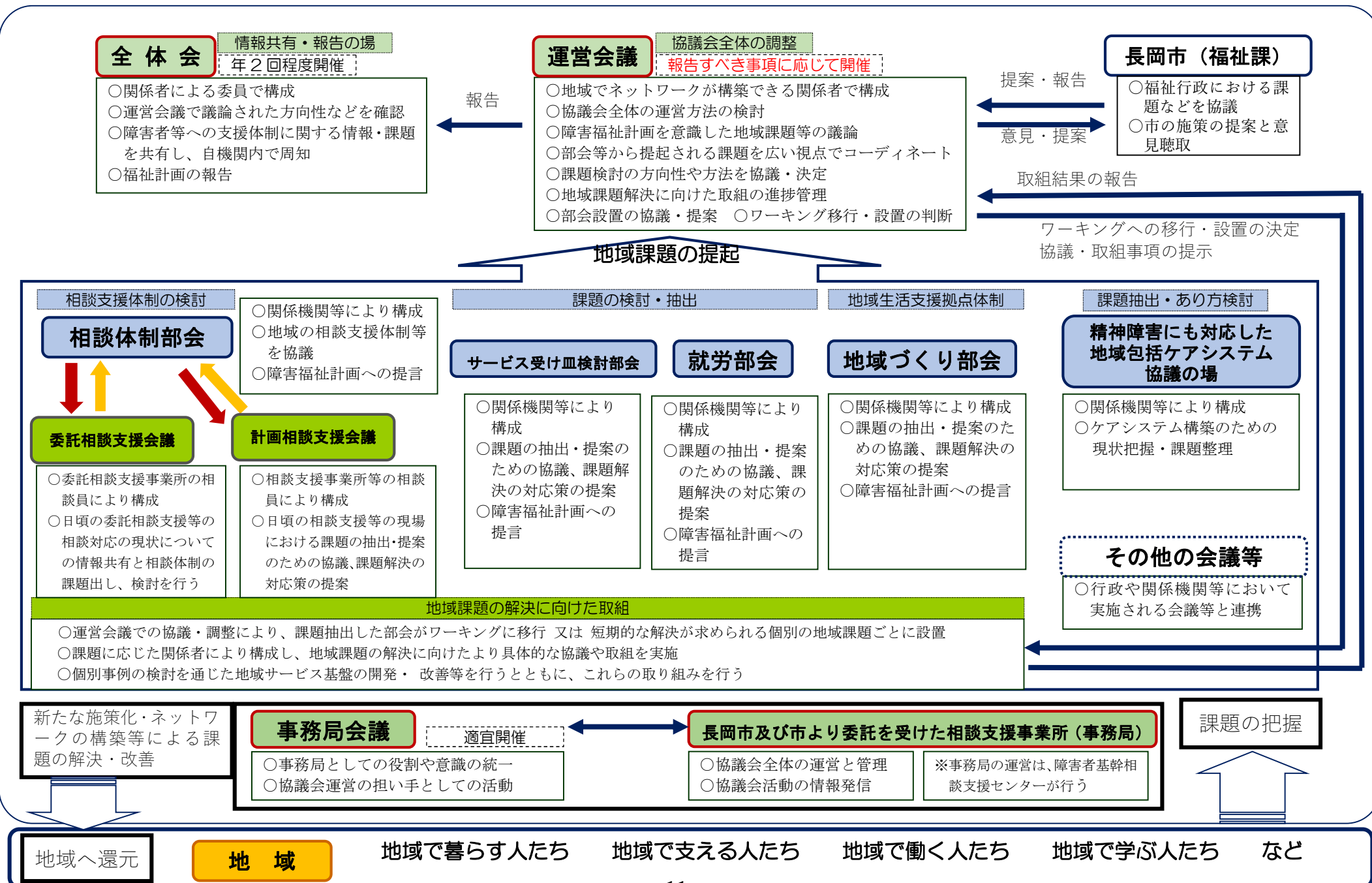
自立支援協議会が有する機能

自立支援協議会には、大きく分けて 6 つの機能があると考えられています。
構成員がこの 6 つの機能をよく理解し、自立支援協議会をより良いものとするために共通認識と目標を持ち、地域の支援レベルを一つ一つステップアップしていくことが重要です。

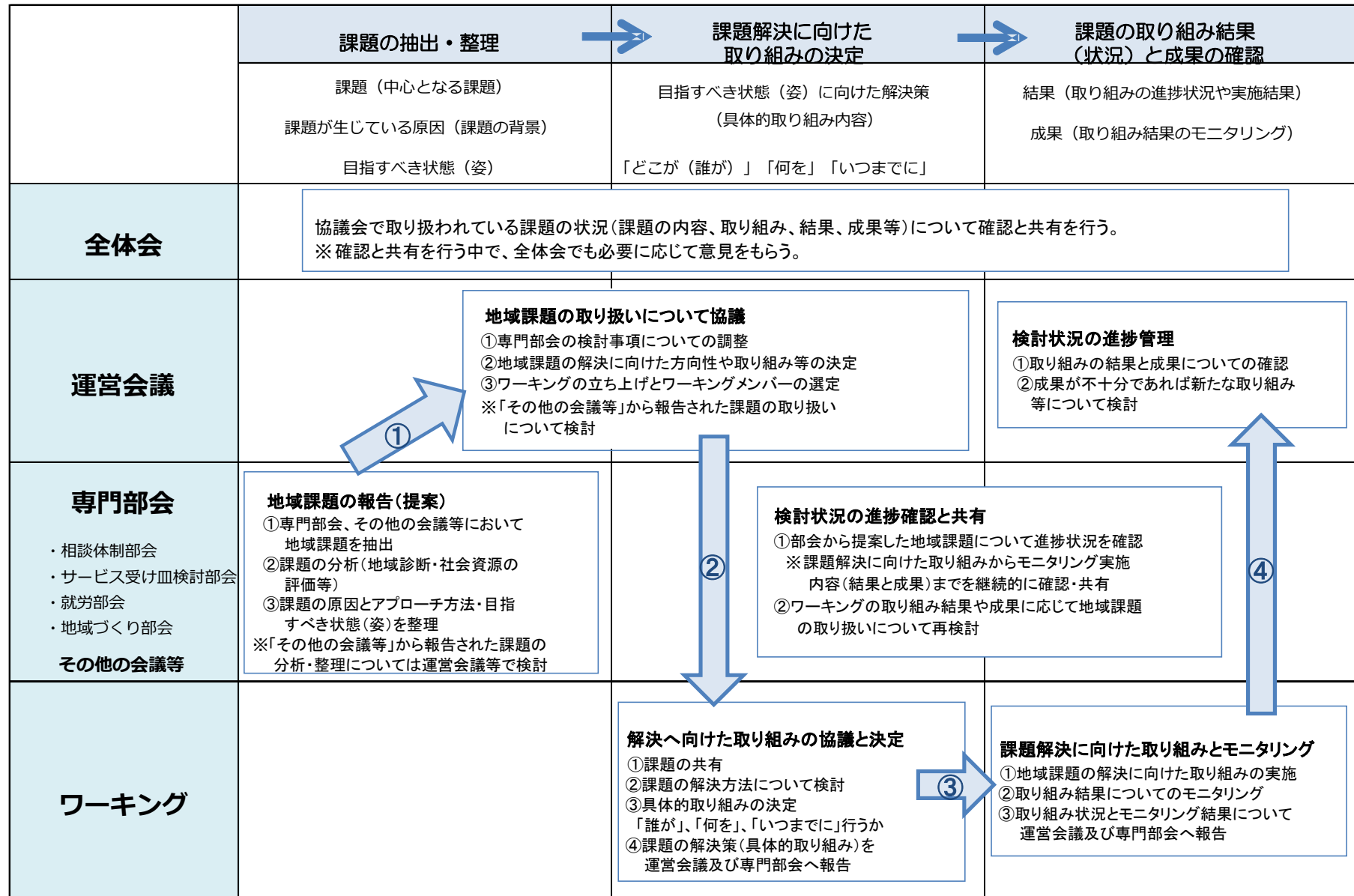
6 つの機能は連動しているものもあり、必ずどれか一つの機能に当てはめるのではなく、一つの機能の取り組みが、複数の機能を有する場合もありえます。一方で、各部会や地域課題の内容によっては、当てはまらない機能も出てくる点に留意が必要です。

評価	中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価 サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価 市町村相談支援機能強化事業および都道府県相談支援体制整備事業の活用
情報	困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整	地域の関係機関によるネットワーク構築 困難事例への対応のあり方に対する協議・調整
社会資源 (開発・改善)	地域の社会資源の開発・改善
人材確保・育成 (地域の支援 力の資質向 上・研修の場)	協議会における人材確保・育成 構成員の資質向上（スキルアップ）のために
権利擁護	権利擁護に関する取り組みを展開する

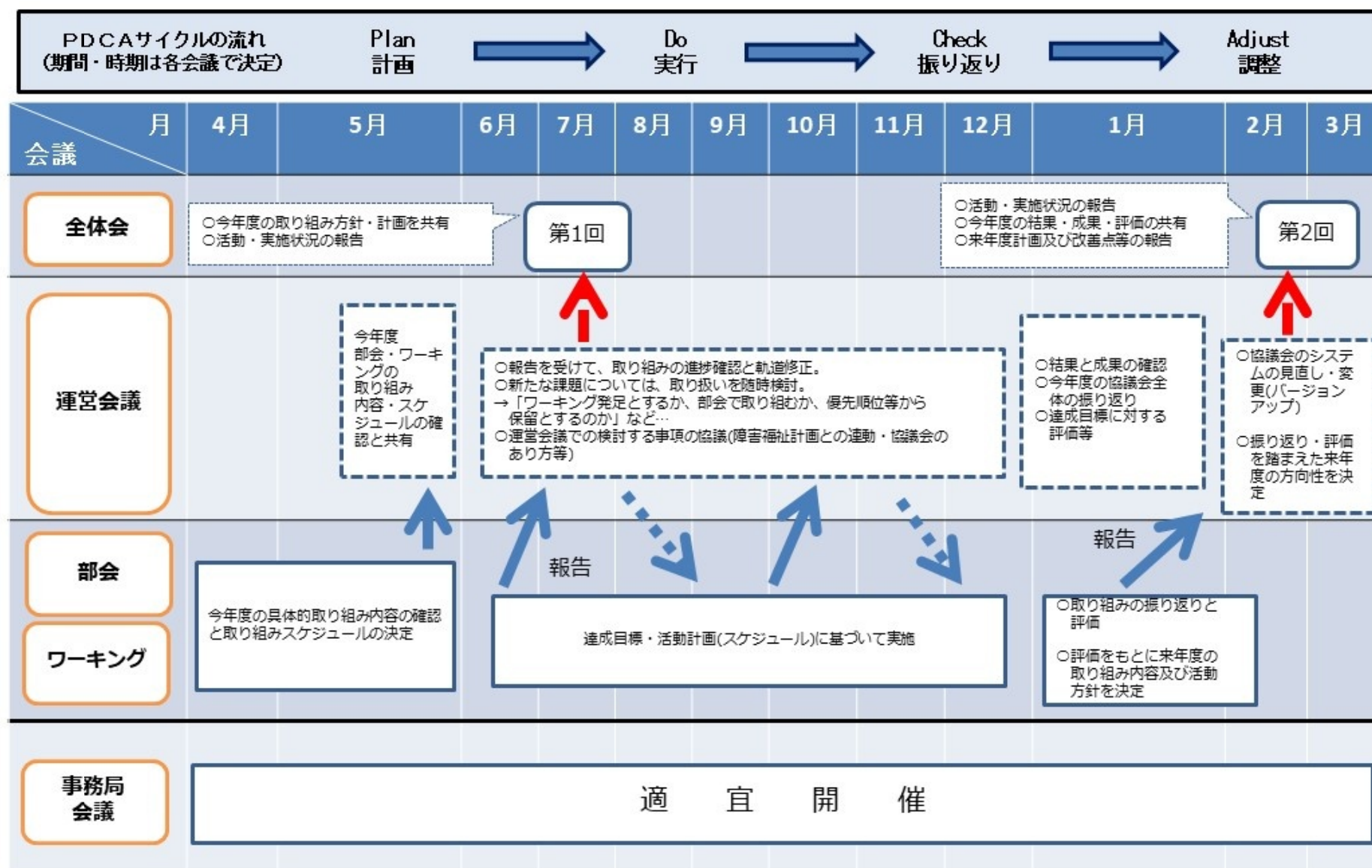
令和7年度 長岡市障害者自立支援協議会の構成



地域課題の取り組みの流れと各関係会議の役割



(参考) 協議会のPDCAサイクル



長岡市障害者自立支援協議会開催要領

(目的)

第1条 本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号に規定する事業（以下「相談支援事業」という。）その他の地域の障害福祉事業に関するシステムづくりに関し定期的な協議を行うため、長岡市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本市が委託した相談支援事業の受託者の運営評価に関する事項
- (2) 相談支援の困難事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 本市の全域の関係機関によるネットワーク構築に関する事項
- (4) 本市の全域における社会資源の開発及び改善に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、相談支援の充実に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員で組織する。

- (1) 相談支援事業・障害福祉サービス事業関係者
- (2) 保健・医療・教育・雇用関係機関担当者
- (3) 障害者及びその家族（障害者団体関係者を含む。）
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、障害福祉事業の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が議長となる。

第7条 会長は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

令和7年度 長岡市障害者自立支援協議会 年間活動計画

令和7年7月1日現在

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	全体会				30日(水)								19日(木)
	運営会議				1日(火)							19日(木)	
	相談体制部会			9日(月)		○		○			○		
	委託相談支援会議 偶数月第3金曜 9:30～	30日(水)		20日（金）		22日（金）		17日（金）		19日（金）		20日（金）	
	計画相談支援会議 奇数月第2火曜 9:30～		13日（火）		8日（火）		9日（火）		11日（火）		13日（火）		10日（火）
	相談支援ミーティング 偶数月第2火曜9:30～			10日（火）		19日（火）		14日（火）		9日（火）		10日（火）	
	各層の合同情報交換 会												
	就労部会			12日(木)	3日(木)	○	○		○	○	○	○	
	地域づくり部会		28日(水)		31日(木)		○		○		○		○
	サービス受け皿検討部会			6日(金)	25日(金)		○		○		○		○
	精神障害にも対応した 包括ケアシステム協議 の場			16日(月)			4日(木)	○		○		○	



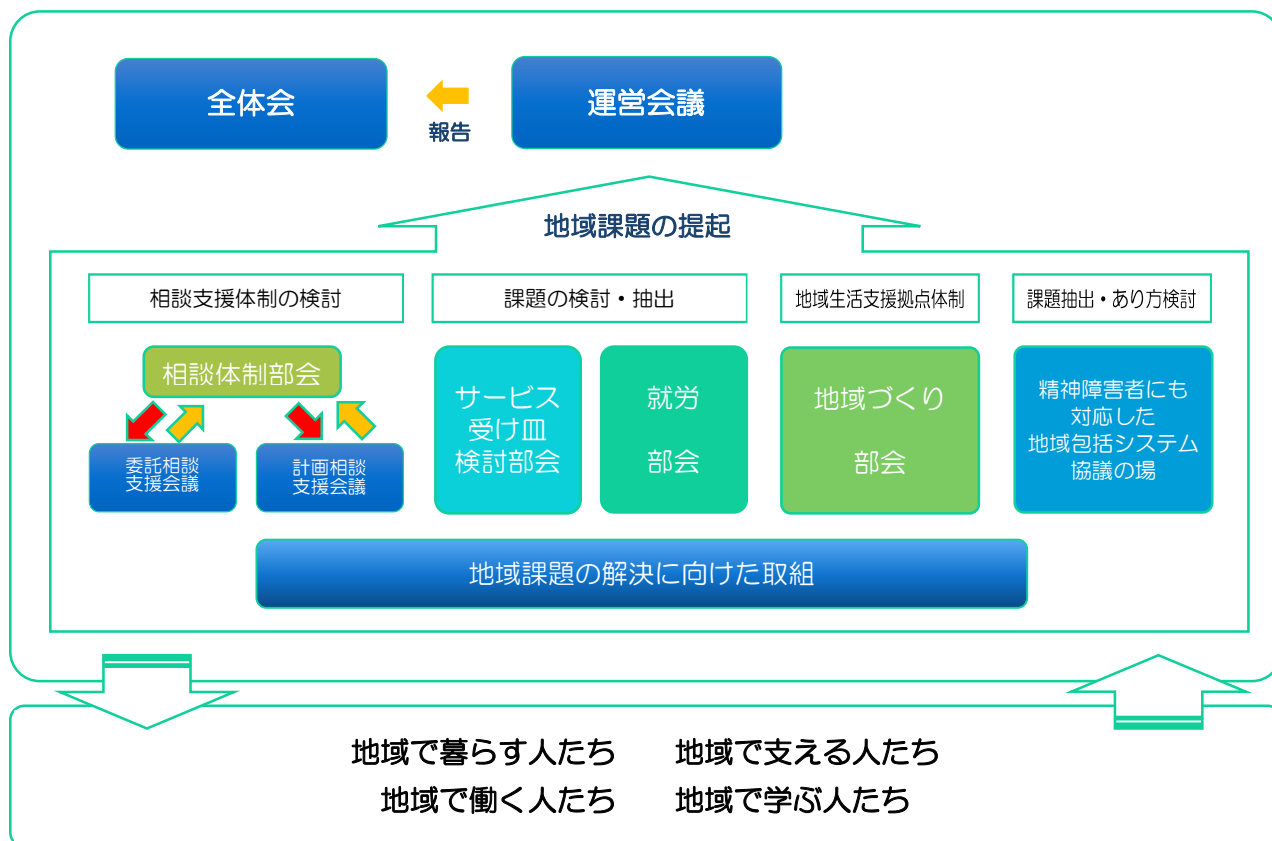
号外

長岡市障害者基幹相談支援センター通信 号外 (2025.7)

令和6年度の長岡市障害者自立支援協議会の構成と取り組みについて報告します

◎長岡市の障害者自立支援協議会について

障害のある人もない人も安心して暮らせる地域づくりに向けて、関係機関が連携を図りながら、市内の障害福祉の在り方について協議しています



R7.2.7気軽な勉強会の様子

☆精神障害にも対応した 地域包括ケアシステム協議の場

【活動概要】

精神障害のある方もない方も、自分らしい生活を送ることができる地域づくりのための、継続的な協議

【成果】

- ・『田宮病院と地域移行を考える情報交換会』を実施。医療機関や地域移行支援に携わる支援者の取組みを共有した

【R7の予定】

- ・「精神障害のある方の地域生活を支える『住まい編』」の作成
- ・ピアサポーター等と共に、地域住民への普及啓発

☆就労部会

【活動概要】

就労定着支援との連携、柔軟な体験の機会、支援の見立て・つながり方に関する、実情把握

【成果】

- ・就労移行支援、就労定着支援事業所の現状を共有した
- ・「就労移行支援の利用が望ましい人ほど利用していないこと」が課題であると確認できたため、その解消への行動計画を定めた

【R7の予定】

就労移行支援を利用する人が途切れない支援を受けられよう、具体的な取組みを検討

☆地域づくり部会

【活動概要】

地域生活支援拠点等の整備と機能の拡充に向けた検討

【成果】

- ・地域生活支援拠点登録予定者決定のための登録調整会議を整備・改善した
- ・単身生活に向けたアパート生活体験の在り方について、調査や事例検討を用いて協議検討し、リスク管理等の課題を把握した

【R7の予定】

- ・拠点登録事業所の情報交換会の実施
- ・様々な体験の機会・場の在り方の検討
- ・登録調整会議

☆サービス受け皿検討部会

【活動概要】

強度行動障害のある方に対する、生活介護利用促進のため、障害理解と支援について研修会の開催と補助事業の活用状況を確認

【成果】

- ・事業所を訪問し、上記研修内容の活用状況を確認。その後、県主催のコンサルテーション事業の利用促進につながったことで、受入れが拡大した
- ・補助事業の活用が進み、受入れ体制が整った

【R7の予定】

- ・医療面の充実を図るため、研修会を開催
- ・サービス提供事業所間の施設見学会を実施



☆相談体制部会

【活動概要】

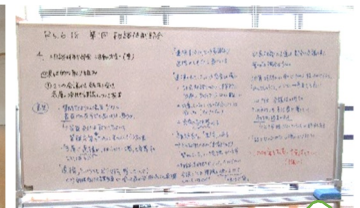
計画相談・委託相談・基幹センター（三層）の連携による相談体制の課題把握とその解決に向けた取組の検討

【成果】

- ・三層が課題と活動状況を共有し、相互の連携が図られた
- ・「断らない相談体制」の実施状況を確認した
- ・「相談支援の質の維持・向上」を次の課題として検討を開始

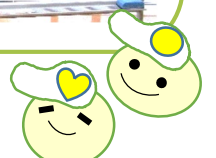
【R7の予定】

- ・「質の向上」について、評価基準の検討
- ・障害者基幹相談支援センター改善計画（3か年計画）の評価



長岡市障害者自立支援協議会事務局
（障害者基幹相談支援センター）

長岡市表町2丁目2番地21（社会福祉センター トモシア2F）
0258-39-2362 0258-86-0220（FAX）
n-kanan-soudan@city.nagaoka.lg.jp



令和7年度 相談体制部会
検討状況報告書

令和7年6月9日 更新

部 会 員	桐樹園 棚橋様 長岡療育園 西様 こども家庭センター 丸山様 [事]長岡市福祉課支援係 小黒 [事]長岡市障害者基幹相談支援センター 柴野、上山、関、泉、平野、稲川、草野、金田、五十嵐	みのわの里ステップセンター三喜 樋木様 長岡地域振興局 金子様 長岡市福祉課 勝沼様
	※[事]は事務局	
活動方針	・ 地域における様々な社会資源を活用しながら、利用者のニーズに合わせて支援を行えるよう長岡市の相談支援体制を強化する ・ 相談支援の各層がそれぞれの立場を理解しながら、連携できる体制を強化する ・ 各層の現状を把握し、課題を明らかにする	
具体的取組	<相談体制部会の取り組み内容> ・ 各層の現状を把握し、課題を明確にする ・ 相談支援の質について評価基準を検討する ・ 障害者基幹相談支援センター改善計画の最終年度として、評価をするとともに、次年度の取り組みについて検討する <参考、各層ごとの取り組み> 第1層…計画相談支援会議 ・ 新規受入れ状況表に基づく計画相談支援体制を継続・検証する ・ 令和6年度アクションプランを実行する 第2層…委託相談支援会議 ・ 委託相談支援の実態把握と業務の可視化に向けて検討する ・ 関係機関との連携強化に向けた取り組みを行う(福祉課窓口係、福祉課活動支援係、健康増進課等との意見交換) 第3層…障害者基幹相談支援センター ・ 発信と繋がりを意識した取り組みの継続 ・ 改善計画の遂行（進捗状況の確認と評価を相談体制部会で実施） ・ 地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保	
開催日	相談体制部会 取組・検討内容	
【第1回】 令和7年 6月9日	・ 各会議からの報告 <計画相談支援会議> 計画相談支援会議の取り組みに関して検討した。 今年度は、新規受入れ状況表に基づく計画相談支援体制を継続・検証するとともに、令和6年度のアクションプランを実行することで決定した。	

	<委託相談支援会議> 委託相談の対応現状について意見交換し、委託相談支援会議で取り扱う課題について検討した。 今年度は、委託相談支援の負担軽減や効率化を図るために業務の実態把握と可視化に向けて検討する。 また、地域の関係機関との連携強化に向けた取り組みとして、福祉課や健康増進課との意見交換を行う。 ・相談支援の質の評価基準について、基準を定める目的や活用方法を検討した。 検討内容 ・第三者評価を参考にしていけるとよいか。 ・評価があることで振り返りができ、現状のレベルを把握できる。 →質の向上につながる。 ・相談員の経験年数によっても差がある。事業所全体でも把握できるとよい。 ・評価はするべきだが、できていないのが現状。ヒアリングや会議など既存の機会を活用し、評価できるとよいか。 ・相談体制部会の活動方針とスケジュールについて検討した。
今後の検討の方向性	・各層の状況を把握する。 ・相談支援の質の評価基準について検討する手法を考える。
運営会議への伝達事項等	・上記同様。

令和 7 年度 相談体制部会 活動方針

【これまでの経過】

平成 31 年 4 月に導入した委託相談の地区担当制をはじめ、市内の相談支援体制について協議する場として活動している。

令和 5 年度は、相談体制部会の再編を行い各層が連携できる体制を整えた。

令和 6 年度は、各層が連携し、課題の把握や課題に向けた取り組みを検討した。

- 1) 各層での活動報告を受け、現状や課題について共有しながら、相互に繋がり合う取り組みを意識して行った。
- 2) 「断らない相談体制」ができていると評価した。
- 3) 相談支援の質の向上が課題である中で、相談支援の質について検討した。
- 4) 基幹センターの改善計画について、部会の中で意見を出し合いながら進捗状況を確認した。

【今年度の方針】

○活動方針

- ・地域における様々な社会資源を活用しながら、利用者のニーズに合わせて支援を行えるよう長岡市の相談支援体制を強化する
- ・相談支援の各層がそれぞれの立場を理解しながら、連携できる体制を強化する
- ・各層の現状を把握し、課題を明らかにする

○具体的な取り組み

【相談体制部会】

- ・各層の現状を把握し、課題を明確にする
- ・相談支援の質について評価基準を検討する
- ・障害者基幹相談支援センター改善計画の最終年度として、評価をするとともに、次年度の取り組みについて検討する

【委託相談支援会議】

- ・委託相談支援の実態把握、業務の可視化に向けた検討
- ・関係機関との連携強化に向けた取り組みを行う（福祉課窓口係、福祉課活動支援係、健康増進課等との意見交換）

【計画相談支援会議】

- ・新規受入れ状況表に基づく計画相談支援体制の継続・検証
- ・令和 6 年度アクションプランの実行

アクションプラン(児)

目指すべき状態・地域の姿（達成目標）

障害のあるお子さんが希望するサービスを利用することができる

課 題	（目指すべき状態になるために） ①誰が ②どこに対して ③何を ④どうする ⑤いつまで	（目指すべき状態になるための） ⑥理由・根拠 ⑦期待する効果
【地域課題】 児童クラブや放課後等デイサービス、児童発達支援、日中一時支援などの、「あずかり(療育)」サービスが不足している	【アクション】 ①計画相談支援会議作業班(児童)が ②障害児通所支援受給者証をお持ちの方に対して ③サービスが不足している実態を確認するための調査を ④調査票を配布して、モニタリングの際等に調査する ⑤調査を4月－9月の間に行い、10月以降にその結果をまとめる ※現時点での作業 3月の定例の会議で以下を踏まえて協議する ・事務局が調査票の素案を作る ・事務局が児童クラブの現状(次年度の動向)を確認する ※現時点で想定する調査内容 ・お住まいの地域 ・現在利用しているサービス/使い始めた時期/複数個所利用の場合はその理由 ・サービスは希望日数使えているか/希望の時間帯で使えているか(サービス内容毎に聞く) ・児童クラブを希望通り使えているか/児童クラブを使わなかった場合はその理由/(※送迎が課題であるか否かもこの中で聞く)	【期待する効果】 ⑥数値として実態を把握することで ⑦背後にある課題が明らかになり、具体的な取り組みに着手しやすくなる

アクションプラン案(者)

目指すべき状態・地域の姿（達成目標）

目指すべき状態・地域の姿： 本人、家族が安心して短期入所を利用することができ、家族もレスパイトできる環境を作る
 達成目標： 協議会へ現状の課題を報告し検討を要望する

課 題	(目指すべき状態になるために) ①誰が ②どこに対して ③何を ④どうする ⑤いつまで	(目指すべき状態になるための) ⑥理由・根拠 ⑦期待する効果
【地域課題】 行動障害のある方の生活する 選択肢が少ない ・入所者の方の日中活動 ・相談員のつながりづらさ ・保護者のあきらめ、満足せざるを得ない状況 ・在宅の方の夜間の過ごし方	1. ①②③④⑤ 者グループから市内の相談員に対し、「短期入所の見学を行うもののその先に繋がらない方」の実態把握のための調査を行う (期間の定め目安:5月の会議で形成) 2. ①②③④⑤ 事例共有の場を設ける ・相談員と短期入所事業所 ・短期入所利用困難事例の共有 ・1の調査終了後、秋頃を目途とする △3.11時点での話し合いは以上まで 以下、グループ内で詳細の協議は行っていない点ではあるが、上記達成目標を掲げているため、項目として「協議会へ現状の課題を報告し検討を要望する」という動きも実施予定	1. ⑥相談員のこれまでの経験談のため市内にどれだけ対象の方がいるのか正確に実態を把握する必要があるため ⑦調査を行うことで、目指すべき姿や達成目標に向けての理由・根拠づけとなることを期待する 2. ⑥ ・事例を共有することで「どうしたら受け入れられるのか」と前向きに考えてもらいたいため ・現場の思いや状況を法人の運営側に知ってもらいたいため ・法人運営側の視点も共有したいため ⑦ ・それぞれの立場はあるが、事例を「どうしたら受け入れられるのか」という視点で共有することで、今後の短期入所受け入れの促進を期待する △左記の理由・根拠として、目指すべき状態・地域の姿を目指すために協議会で検討してもらいために報告する。その時の期待する効果として、現場の職員(相談員、短期入所事業所)だけでは整備できない体制等について長岡市全体の地域課題として捉えてもらうことを期待する

令和7年度 就労部会
検討状況報告書

令和7年6月12日 更新

部 会 員	障害者就業・生活支援センターこしじ 深川様 スリージョブながおか 鈴木様 ワークセンターのっぺ 今井様 野いちご工房 大塚様 ☑相談支援センターふかさわ分室サンスマイル 永井様 ☑障がい者支援センターあさひ 棚村様 ☑長岡市福祉課障害活動係 木村 障害支援係 岡部 ☑長岡市障害者基幹相談支援センター 小田原、泉、五十嵐、稲川 ☑長岡市ひきこもり相談支援室 小川 ※☑は事務局
活動方針	就労移行支援を利用しようとする人、現に利用している人が途切れずに支援をうけられるよう ・事業所をまたいだ支援者同士の関係づくりを構築する ・アセスメント力を高める取り組みをする（就労選択支援を考慮したものとする）
具体的取組	勉強会（視察会を含む）を３回程度企画・実施する
開催日	取組・検討内容
【第１回】 令和７年 ６月１２日	・長岡市障害者自立支援協議会について確認した ・昨年度の活動内容の振り返りと今年度の活動方針について検討した ・第１回勉強会の内容について、自事業所のプレゼンやアセスメント結果の利用者への伝え方の工夫などとした。
今後の検討の 方向性	・引き続き、第１回勉強会の内容について検討する。 ・第１回勉強会を行ってから今後の勉強会や視察について検討を行う。
運営会議への 伝達事項等	・特になし

令和7年度 就労部会 活動方針

【これまでの経過】

- ・平成 30 年に、就労移行支援の再利用について検討し、一度就職した人の就労移行再利用が可能な仕組み作りを行った。令和元年度は就労移行支援再利用後の状況確認として、福祉課と合同で全就労系サービス提供事業所を対象にヒアリングを実施し、福祉課主催で「就労促進連絡会」を開催した。
- ・令和2年度は「就労定着支援」をテーマとし、実態把握と課題抽出を行った中で、就労定着に結び付く取組みを検討し、令和3年度「就労パスポート」の周知と活用促進を図るため、企業向けと当事者・支援者向けのチラシを作成し、就労パスポートの活用促進に繋げた。
- ・令和4年度は就労移行支援事業所のほかに、就労に関する関係機関の現状を確認するために関係機関を参集した情報交換会を実施し、現状把握と課題確認を行った。その中で、関係機関の横の繋がりが弱いことと、相互の役割の理解および連携を深める必要性があることが、課題として挙げた。
- ・令和5年度は就労に関する関係機関の情報を共有しながら「就労に関する関係機関 情報交換会」と「普通高校、高等総合支援学校 情報交換会」を開催した。情報交換会の中で、それぞれの役割や現状を確認しながら、顔の見える関係づくりを行うことができた。
- ・令和6年度は昨年度からの課題を整理した。「就労移行支援の利用が望ましい人が(そのような人ほど)利用しない」という課題について、就労を目指す(希望する)障害のある方が途切れずに支援を受けることができるよう、アクションプランを策定した。

【今年度の方針】 (6/12 部会で検討)

○活動方針

就労移行支援を利用しようとする人、現に利用している人が途切れずに支援をうけられるよう、

- ・事業所をまたいだ支援者同士の関係づくりを構築する。
- ・アセスメント力を高める取り組みをする。(就労選択支援を考慮したものとする)

○具体的な取り組み

- ・勉強会(視察会を含む)を3回程度企画・実施する。

アクションプラン

目指すべき状態・地域の姿（達成目標）

就労を目指す(希望する)障害のある方が、途切れずに支援を受けることができる

課 題	(目指すべき状態になるために) ①誰が ②どこに対して ③何を ④どうする ⑤いつまで	(目指すべき状態になるための) ⑥理由・根拠 ⑦期待する効果
【地域課題】 就労移行支援の利用が望ましい人が(そのような人ほど)利用しない ※まず、就労移行支援を利用しようとする人・利用している人を対象にする(まだ就労移行を利用していない人は含めない)	①就労部会が ②長岡市内の就労移行支援事業所等(多機能型の事業を含む)に対し ③ (目的) 就労移行支援を利用しようとする人、現に利用している人が、途切れずに支援を受けられるよう、以下を目的として、 ・事業所をまたいだ支援者同士の関係を作る ・アセスメント力を高める(就労選択支援を考慮したものとする) (内容) 勉強会(視察会を含む)を ④年度内に3回程開催する ⑤これを令和7年度に行う	⑥支援者のアセスメント力が高まることで、対象者に適した支援内容等が分かるようになる。事業所毎の特徴や支援の実状を相互に知り合い、支援者同士が顔の見える関係を作ること ⑦対象者が就労移行支援を継続して利用する。それを途中で終えようとする場合でも、その者に適した事業所につながる

令和7年度 地域づくり部会 検討状況報告書

令和7年7月1日更新

部 会 員	ながおかホーム 矢尾板センター長様 事 相談支援センターふかさわ(高木) 事 障がい者支援センターあさひ(三上) 事 長岡市福祉課障害支援係(菰沢、小池) 事 長岡市障害者基幹相談支援センター(上山、関、泉、五十嵐、平野、稲川、草野、和田) ※事は事務局
活動方針	地域生活支援拠点等について、整備を推進するとともに機能の拡充充実を図る
具体的取組	・拠点の事業所間の情報交換会の開催を実施する（緊急時の受入体制の推進） ・地域移行に向けた体験の機会・場について、入院入所機関等からみたそれぞれの地域移行の現状を確認し、様々な体験の機会・場のあり方を検討する ・単身生活におけるアパート生活の体験について、昨年度の協議を踏まえてより具体的な検討を行う ・登録調整会議の実施及び地域生活支援拠点等に関連する情報共有を行う
開催日	取組・検討内容
【第1回】 令和7年 5月28日	・昨年度の振り返りを行い、活動方針及び活動内容について確認した。 ・リハビリセンター王見台及び王見台療護部の事業所登録について、らいこうじの拠点登録の取りやめについて説明、報告を行った。 ・短期入所事業所の情報交換会について、開催方法やねらいについて検討を行った。情報交換会は9～10月で日程を調整する。ねらいは、拠点登録事業所のマッチングの促進、現場の声の吸い上げ、課題の把握と様々な意見があがった。 ・体験の機会・場の取り組みについて、関係機関からの聞き取りは地域移行に関して基幹相談支援センターが動いている取り組みがあるため、地域づくり部会で共有することとした。
今後の検討 の方向性	・短期入所事業所の情報交換会の検討及び実施 ・体験の機会・場に関する検討
運営会議へ の伝達事項 等	・地域生活支援拠点等実績報告について、別紙参照

令和 7 年度 地域づくり部会 活動方針

【これまでの経過】

令和 5 年度、緊急時の受入れ・対応について整備を進め、同年 12 月より短期入所事業所での緊急時受入れがスタートした。利用者について、現在は登録制とし随時の申請受付としている。そのなかで申請者の特性や短期入所事業所の体制等によりマッチングが進みづらい状況があり、事業所間での受け入れ状況に差が生じていることが課題の一つである。またもう一つの柱である地域移行に関して、昨年度は単身生活におけるアパート生活の体験のあり方について、調査や事例検討等を用いて協議検討を行った。

【今年度の方針】

○活動方針

地域生活支援拠点等について、整備を推進するとともに機能の拡充充実を図る

○具体的な取り組み

- ・拠点の事業所間の情報交換会の開催を実施する（緊急時の受入体制の推進）
- ・地域移行に向けた体験の機会・場について、入院入所機関等からみたそれぞれの地域移行の現状を確認し、様々な体験の機会・場のあり方を検討する。
- ・単身生活におけるアパート生活の体験について、昨年度の協議を踏まえてより具体的な検討を行う。
- ・登録調整会議の実施及び地域生活支援拠点等に関連する情報共有を行う。

令和7年7月1日現在

長岡市地域生活支援拠点等事業の実施状況

(令和7年4月～令和7年6月の実績)

①緊急時の受入・対応

○緊急対応	0件
○登録者	11名
○登録予定者	11名
・短期入所事業所見学・体験中	8名

※施設入所により登録廃止1名あり。登録者の延人数は12名である。

※受け入れ短期入所事業所実績：5事業所

②地域生活支援拠点等の事業所登録状況

○短期入所事業所	12事業所
○生活介護	2事業所
○施設入所支援	2事業所
○自立訓練（機能訓練）	1事業所

※令和7年7月1日付

リハビリセンター王見台、王見台療護部において短期入所事業以外の事業について追加登録

令和7年度 サービス受け皿検討部会 検討状況報告書

令和7年6月16日更新

部 会 員	みのわの里 更生園 菊池園長様 みのわの里 工房ますがた 関園長様 事 障害者相談支援センターとちお(川上相談支援専門員) 事 相談支援センターふかさわ分室サンスマイル(大倉相談支援専門員) 事 長岡市福祉課障害支援係 (小黑、小林、寺田) 事 長岡市福祉課ひきこもり相談支援室(小川) 事 長岡市障害者基幹相談支援センター(高野、泉・平野、和田 草野) ※事は事務局
活動方針	長岡市全体で、強度行動障害の有無や程度を問わず、ご本人やご家族が希望に応じて生活介護等の福祉サービスを利用できる体制を作っていく。
具体的取組	・希望通りに生活介護等のサービスを利用できない方の把握 ・長岡市強度行動障害支援者研修会の実施 ・サービス提供事業所同士の見学会 ・困難ケースの事例検討
開催日	取組・検討内容
【第1回】 令和7年 6月6日	・今年度の活動方針と、具体的な取り組みを検討した。 ・研修会について、強度行動障害の基礎的な理解(医療編)を開催することとした。 ・新たな試みとして、サービス提供事業所同士の見学会を実施する。見学会においては施設内見学だけではなく、昨年度まで研修会等で学んだ知識や補助金で環境設定を行った結果、対応が難しかった利用者の変化や支援の工夫について個別ケースの紹介も行う。この取り組みを実践編の研修とすることとした。
今後の検討 の方向性	・強度行動障害のある方の受け入れ促進のため、研修会(医療編)・事例検討会の開催とサービス提供事業所間でノウハウを共有する機会の設定 ・強度行動障害のある方の実態把握
運営会議へ の伝達事項	強度行動障害の基礎的な理解(医療編)に関して、講義のテーマとして「医療への繋がり方」、「適切な服薬支援」を予定している。講師の選定等に関して助言いただきたい。

令和7年度 サービス受け皿検討部会 活動方針

【これまでの経過】

行動障害のある方が生活介護の利用を希望しても結びつかないという地域課題の解決に向け、令和3年度に部会を立ち上げ、意見出しを行った。

令和4年度から令和6年度は強度行動障害のある方の受け入れが進むように、長岡市独自の補助金事業（施設設備の環境整備、体験通所の受入れ）が創設され、部会でその活用状況を確認してきた。また、支援者を対象にしたスキルアップ研修を部会で主催した。

その結果、強度行動障害について基礎知識や支援の在り方を、地域の支援者同士で学び合うことができた。また、補助金事業の申請件数も増加にもつながった。その一方、希望通りサービス利用できていない方は昨年度の調査でも一定数おり、課題解決には至っていない。

【今年度の方針】

○活動方針

長岡市全体で、強度行動障害の有無や程度を問わず、ご本人やご家族が希望に応じて生活介護等の福祉サービスを利用できる体制を作っていく。

○具体的な取り組み

- ・長岡市福祉課と協力し、相談支援事業所等に聞き取りを行い、希望通り生活介護等の利用ができずに困っている方の把握を行う。

- ・強度行動障害支援者研修会の実施

今年度は医療の視点から強度行動障害のある方が希望通りのサービス利用できるよう、研修会を実施して、強度行動障害に関する基礎知識や医療との連携に関して、支援者が学べるようにする。その中で、支援体制のネットワーク構築につなげる。

- ・サービス提供事業所同士の見学会

サービス提供事業所間で、ノウハウを共有し合えるようなきっかけ作りを行う。交流の場を設けることで、困難課題を相談し合える関係作りを行う。

- ・困難ケースの事例検討

希望通りのサービス利用に繋がることを目的とした事例検討

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場 検討状況報告書

令和 7 年 6 月 16 日更新

部 会 員	希望の会福祉会(ピアスタッフ) 大平様 希望の会福祉会(家族) 小川様 希望の会福祉会 森田様 田宮病院 菊入様 越路ハイム地域生活支援センター 中野様 相談支援事業所 クオリード 池内様 県立精神医療センター 高木様 長岡地域振興局 春川様 長岡市福祉保健部健康増進課 三五様 事長岡市福祉課障害活動係 清水、障害支援係 丸山、和田 事長岡市福祉課障害者基幹相談支援センター 柴野、上山、高野、関、小田原、五十嵐、平野、稲川 ※事は事務局
活動方針	「精神障害者の退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325 日以上とし、自分らしい生活をおくることができる地域」を作っていくため、必要な協議を進めていく
具体的取組	・精神障害のある方の地域生活を支える「住まい編」の作成継続(令和 7 年度完成) ・地域住民への普及啓発(ピアサポーターによる講座)・・・毎年実施 ・事例検討の実施(個別事例から地域課題を抽出する)
開催日	取組・検討内容
【第 25 回】 令和 7 年 6 月 16 日	・昨年度の振り返りと今年度の取り組みを共有した。 ・普及啓発の内容について検討した。 対象：コミセンの福祉部会等を活用し、民生委員等に実施。 内容：長岡市の精神障害者の現状や相談先の周知、ピアサポーターによる当事者の困りごとや生活状況、当事者とのかかわり方など。 8 月 18 日 社会福祉協議会主催のコミセン福祉担当主事向け連絡会で、上記講座のプレゼンテーションを実施する。 ・精神障害者の地域生活を支える「住まい編」の内容・構成について意見交換をした。
今後の検討 の 方向性	・普及啓発について、8 月 18 日のプレゼンテーションの報告、振り返りを行う。 ・精神障害者の地域生活を支える「住まい編」について、第 25 回の検討をもとに修正した、たたき台を、委員の相談支援事業所、医療機関、家族会に送付し、「住まい編」を活用する可能性のある支援者・精神障害者に利用してもらい、次回、使い勝手等の意見をもらう。
運営会議への 伝達事項等	・特になし

令和 7 年度 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの協議の場 活動方針

【これまでの経過】

令和 3 年 3 月より協議の場へ移行し、6 つの構成要素（医療、障害福祉・介護、住まい、地域の助け合い・教育（普及啓発）、社会参加・就労、保健・予防）を軸に現状確認や課題の洗い出し、整理を実施してきた。当事者と家族会を委員に迎え、今までの検討内容をもとにまずは医療の課題に取り組み、「精神障害者の地域生活を支える 『医療編』」を作成し、関係機関へ配布した。合わせて、令和 5 年度は、精神科病院病棟のスタッフに対し、精神障害者が地域で生活していくにあたりどのようなサービスが受けられるのか、地域資源を説明した。令和 6 年度は、「精神障害者の地域生活を支える 『住まい編』」の作成、普及啓発について検討した。また、長岡市の精神障害者長期入院患者について、地域移行に関する実態把握として、田宮病院の状況を確認した。

【今年度の方針】

○活動方針

目指すべき姿「精神障害者の退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325 日以上とし、自分らしい生活をおくることができる地域」を作っていくため、必要な協議を進めていく。

○具体的な取り組み

- ①精神障害のある方の地域生活を支える「住まい編」の作成継続(令和 7 年度 完成)
- ②地域住民への普及啓発（ピアサポーターによる講座）・・・毎年実施
- ③事例検討の実施(個別事例から地域課題を抽出する)

日中サービス支援型指定共同生活援助【事業計画・定期】に対する評価について

1 長岡市障害者自立支援協議会での評価

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、市が設置する協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、当該協議会等から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされています。

また、県知事が必要と認める場合には、事業所の指定にあたり、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を県知事に提出するものとされています。

長岡市においては、この協議会等は長岡市障害者自立支援協議会を指します。

（指定基準省令 第213条の10、解釈通知4（3）④）

【日中サービス支援型指定共同生活援助事業者による資料提出及び説明について】

○令和7年7月30日（水曜日）開催の全体会において事業者による説明を行います。

○全体会当日に事業所から提出された事業計画書、平面図等を配布したうえで、事業者が運営方針や活動内容等を説明しますので、別添確認書を参考に評価し、要望や助言をお願いします。

《参考》

○「日中サービス支援型共同生活援助」とは、障害者の重度化・高齢化に対応するため平成30年度に創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとされており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。

○対象者は、日中活動サービス等を利用することが困難な利用者に対して常時の支援体制を確保した上で、共同生活住居において日常生活の支援を行うものであることから、常時の介護を要する状態にある者等を想定するものです。

○報酬については、日中をグループホームで過ごす場合と、日中活動サービス等を利用する場合の2つの基本報酬が設けられています。1日単位で選択する仕組みですので、個別支援計画に基づき適切に運用しなければなりません。加算については、介護サービス包括型と比較すると、算定できないものがあります。

令和 7 年度 医療的ケア児支援関係機関連絡会議 検討状況報告書

令和 7 年 6 月 27 日 更新

部 会 員	新潟県医療的ケア児支援センター「ゆい・にじいろ」 桑原様、石田様 長岡地域振興局健康福祉環境部 室岡様 長岡地域福祉事務所 藤井様 長岡療育園通園センター 阿久津様 多機能こどもセンター銀河様 長岡市社会福祉協議会地域福祉課 丸山様 事長岡市福祉課 勝沼、菰澤、小池 事長岡市福祉総務課 渡辺、小島、神保 事長岡市学校教育会 齊藤、佐藤、小林 事長岡市保育課 江田、両田 事長岡市こども家庭センター柿が丘学園 高森、宮沢 事長岡市こども家庭センター 大久保、高野、井口、小林、丸山、伊野、野口、 樋口、柳 ※事は事務局
活動方針	・長岡市の医療的ケアを必要とする児童（以下、「医ケア児」）について、福祉・医療・保育・教育等の関係機関が連携し、互いによりよい支援を実施するための情報共有や協議等を行う ・医ケア児を取り巻く現状や支援の実情を踏まえ、課題を抽出し、解決に向けての方策の検討と支援体制づくりを行う
具体的取組	【令和 7 年度 課題検討事項】 ・就園・就学の受入れ体制の確保（看護職員の配置） ・移動支援（通学） ・災害時対応に向けた準備 ・家族支援（社会資源の確保）
開催日	医療的ケア児支援関係機関連絡会議 取組・検討内容
【第 1 回】 令和 7 年 5 月 28 日	・各関係機関の支援状況について情報共有した。 ・令和 6 年度課題検討会の進捗状況を確認した。 ・昨年度、県が実施した医療的ケア児等実態調査の結果について共有した。 ・上記の昨年度の課題検討状況や実態調査結果等を踏まえ、令和 7 年度に取り組む課題を協議した。（上記「具体的取組」参照） ▼就園・就学の受入れ体制の確保 ▼移動支援 県や関係機関と連携し対応。昨年度に引き続き継続して検討 ▼災害時に向けた災害時個別支援計画の策定 長岡保健所主催の個別医ケア児家庭を対象とした避難訓練を今年 7 月に実施予定。今後、訓練を通して見えた課題や成果を検証し、支援のあり方を検討する。 ▼家族支援 県や近隣自治体と共催の「医療的ケア児とその家族のつどい」や県実態調査を通じて、家族や兄弟支援の重要性を認識。県の「家族のつどい」への継続協力や預かり等の各支援制度のあり方の検討を行う。 ▽昨年度の課題の「ガイドブック作成」は、昨年完成し、家族、支援者等へ配布を行うことができたため、今後は内容の精査、更新と周知に力を注ぐ。 ▽同じく課題の「医ケア児コーディネーター配置」については、昨年度の養成研

	修を受講した２名を追加で配置予定。 上記▽２課題は、課題検討項目から外すが、今後も取組みや支援状況を共有する。
今後の検討の方向性	・各課題ごとに関係機関が参集し、個別検討会を行う。検討状況は随時連絡会議で共有し、支援の方向性を協議する。 ・引き続き、医ケア児家族の集い等を通じて、医ケア児を取り巻く実情を把握し、検討課題に優先順位をつけながら、関係機関と連携を密に取り組む。
運営会議への伝達事項等	特になし